

【記載の際のご注意】

日本標準産業分類における建設業は、建設業に係る経営力向上に関する指針を元に作成してください。
 （建設関連業（測量業、地質調査業、建設コンサルタント等）・建築設計業は、基本方針を元に作成）
 指針については中小企業庁HPを参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合のみ、様式2でご申請ください。

なお、様式第2で申請する場合、申請書は都道府県経由で提出する必要があります。

※すでに認定を受けている計画を変更する場合は、様式第3にて変更申請を行ってください。

様式第1

申請日は発送する日か窓口に持参される日を記載すること。

経営力向上計画に係る認定申請書

令和 4年 ○月 ○日

中国地方整備局長 殿

住 所 ●●県××市△△

名 称 及 び ○○建設株式会社

代表者の氏名 代表取締役 国土 太郎

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

事業承継等を行う場合かつ単独で申請をする場合は、承継する側の事業者（買い手企業）が申請者になります。
 ※共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

設備の取得に係る税制措置の適用を受けるためには、原則として経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得してください。例外として設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、**設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。**（計画変更により設備を追加する場合も同様です。）

なお、いずれの場合も**設備を取得し、事業の用に供した年度内（申請者の事業年度末まで）に認定を受ける必要があります。**（当該事業年度を超えた認定は税制措置の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。）

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称
リ ガ ナ

法人番号 13 桁を記載すること。

個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要。

〇〇建設株式会社

代表者の役職名及び氏名 代表取締役 国土太郎

資本金 又は出資の額 1,000万円

常時使用する従業員の数 21人

法人番号 ××××××××

設立年月日 平成〇〇年〇月〇日

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野
06 総合工事業
0621 土木工事業（別掲を除く）

事業分野別指針名

建設業に係る経営力向上に
関する指針

日本標準産業分類の中分類と細分類のコード（中分類は2桁、細分類は4桁）と項目名を記載すること。

- ・建設業の場合：建設業に係る経営力向上に関する指針
- ・建設関連業（測量業、地質調査業、建設コンサルタント等）、建築設計業の場合：記入不要

3 実施時期

令和 3年 7月～令和 6年 6月

営業内容（施工される業種）、兼業があればその業種を示し、それらに関する設備（車両、機械、店舗等）の概略を記載すること。

計画期間は、①3年、②4年、③5年のいずれかに設定すること。
なお、開始時期は申請日から2ヶ月以上遡ることはできません。
※設備の取得は実施期間内に行わなければなりません。
※事業承継等に関する支援措置を利用する場合は、遡及申請はできません。

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較について分析、自社の強み及び弱みを記載すること。

建設業の場合、「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」の第3 2. 規模別の整理により自社がどの規模に該当するか明記すること。

※建設関連業、建築設計業の場合は、規模の記載は不要。

4 現状認識

①	自社の事業概要	主として道路、河川等の一般土木工事業を行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。 自社にて油圧ショベル（0.1 m ³ 未満：2台、0.1 m ³ ：1台、0.5 m ³ ：2台）、ブルドーザ（機械質量8t：1台）、ダンプトラック（10t：2台、4t：2台、2t：2台）、クレーン付きトラック（4t：1台）の他、資材置き場500m ² を保有している。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	当社の完成工事高の約3分の2を公共工事が占めており、主に××市発注の工事を受注している。当社は地域に根付いた地元建設業者として、道路、河川等の土木工事において実績があり、安定した受注を確保している。ただし、公共工事への依存度が高いことから、公共事業削減の影響を強く受ける。

		ローカルベンチマークの算出結果					
		(現状値)			(計画終了時目標値)		
③	自社の経営状況	指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点
		①売上高増加率	%		①売上高増加率	%	
		②営業利益率	%		②営業利益率	%	
		③労働生産性	(千円)		③労働生産性	(千円)	
		④E B I T D A 有利子負債倍率	(倍)		④E B I T D A 有利子負債倍率	(倍)	
		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)	
		⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%	

令和2年度の売上高は〇〇円、令和3年度の売上高は〇〇円と△%増加したものの、営業利益は令和2年度〇〇円、令和3年度〇〇円と△%減少している。

決算については、直近のものを記載すること。

④	経営課題	当社の事業規模を維持するために、年間売上高●百万円、営業利益●
		百万円を確保することが目標になる。そのため、計画的な設備投資により設備の充実と現場への最適配置で生産性の向上を図るとともに、新規入職者の確保及び育成で、雇用の定着を図り、安定経営を目指すことが求められている。また、公共工事積算システムを更新して事務の効率化への取組も必要である。

自社の経営課題について、上記①～③を踏まえて経営課題を整理し、記載。

計画期間 3年 = 1 %以上
計画期間 4年 = 1.5 %以上
計画期間 5年 = 2 %以上

- 5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
※労働生産性を用いる場合は、B計画終了時の目標値は正の値とすること。

指標の種類	A現状 (数値)	B計画終了時の目標 (数値)	伸び率 $((B - A) / A) (%)$
労働生産性・基本	8,000 千円	8,080 千円	1%

以下の3種類の内のいずれか一つを選択 ※建設関連業、建築設計業の場合は、「労働生産性」のみで可

〈指標の種類「労働生産性・基本」〉

- ・(営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数×一人当たり年間終業時間)

〈指標の種類「労働生産性・推奨」〉

- ・(完成工事総利益+完成工事原価のうち労務費+完成工事原価のうち外注費) ÷ 年間延人工数

〈指標の種類「労働生産性・簡易」〉

- ・(完成工事総利益+完成工事原価のうち労務費) ÷ 直庸技能労働者数

6 経営力向上の内容

(1) 現に有する経営資源を利用する取組

有 無

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

有 無

事業承継等の取組がない場合は、(1) 有、(2) 無と記載すること。

事業承継の取組がある場合は、(1) 有又は無、(2) 有と記載すること。

なお、(1) 無、(2) 無の記載となることはなく、(1)、(2) 少なくともいずれか一つは「有」となります。

事業分野別指針における規模が**小規模の場合：一～四から1項目以上、中規模の場合：一～四から2項目以上かつ五～六から1項目以上**の記載が必要。

「実施事項」に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

(3) 具体的な実施事項

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動への該非 (該当する場合は○)
ア 一 イ		新入社員を含む若手社員に対し、免許・資格取得のための講習を勤務時間内において積極的に受講させる（車両系建設機械技能講習、土木施工管理技士等）。また、受験・受講料、それらに係る交通費を会社が負担する。資格取得者には資格手当を支給する。	令和〇年〇月 講習会実施	
イ 四 イ		ICT 土工の受注に向け、レーザースキャナーや 3D データ作成ソフトウェアを導入し、最新機器を活用した起工測量や 3 次元設計データ作成に対応できる技術者の育成に取り組む。	令和〇年〇月 〇〇導入	
ウ 四 六 口		住宅街など狭隘な場所でも施工可能で操作性に優れる新型ミニショベルを導入し、道路工事における掘削作業の効率を上げることにより、現場施工の生産性向上を図る。 稼働率の高い建設機械を自社保有し機動性をもって現場対応を行うことでリース機械の手配等の省力化やリース料の節減を図る。 新型ミニショベルは燃費性能が高く、かつ、排出ガス基準をクリアした超低騒音	令和〇年〇月 △△導入	

			に優れた機械であるため、環境負荷軽減につながる。		
--	--	--	--------------------------	--	--

「事業承継等の種類」

事業承継を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑧のうち、該当する行為を記載すること。(事業承継等を伴わない場合には、斜線を引くこと。)

- ①吸收合併
- ②新設合併
- ③吸收分割
- ④新設分割
- ⑤株式交換
- ⑥株式移転
- ⑦事業又は資産の譲受け
- ⑧株式又は持分の取得

・「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」の「第3 経営力向上に関する事項」を参考に、「4 現状認識」等に記載した内容を踏まえ、**経営課題の課題に資することを明確化し、具体的に記載すること。**

- ・設備等の導入を行う場合は、**その設備等をどのように活用するのかを具体的に記載すること。**
- ・他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合は、**事業承継等の具体的な内容および雇用への配慮について必ず記載すること。**

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア	従業員教育訓練費	自己資金	1,000
イ	経営力向上設備購入費	融資	2,000
ウ	経営力向上設備購入費	自己資金	10,000

「6 経営力向上の内容」(3)具体的な実施事項ア、イ、ウ等との**対応関係**を記載すること。

- ・自己資金、融資、補助金、リース等を記載すること。
- ・金融支援等を予定する場合には「融資」と記載すること。

※7(2)以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。詳細は、「経営力向上計画の策定の手引き」を参照すること。

7(2)、(3)は中小企業信用保険法の特例(※)による金融支援措置を希望する場合のみ記載すること。
※他の中小企業者の事業用資産や株式取得に伴う借入れに関して、経営者の個人保証を不要とする措置

証明書等は申請書とともに添付すること。

(2) 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等

(3) EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること	証明書等
EBITDA有利子負債倍率	証明書等

「6 経営力向上の内容」

(3) 具体的な実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

【EBITDA有利子負債倍率の計算について】

EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

※減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含む。

※EBITDAは営業利益を用いて算出するため、営業外費用や特別損失に計上されている減価償却費は含まない。

8 経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1	ウ	R3.7	(A) B・C・D	ミニショベル／××—△△	●●県××市
2	イ	R3.8	(A) B・C・D	レーザースキャナー／○○—□□	●●県××市
3	イ	R3.8	(A) B・C・D	3Dデータ作成ソフトウェア／○○—××	●●県××市

税制の適用を受けるためには、設備を取得し事業の用に供した年度内(決算月まで)に認定を受ける必要があります。

想定している措置(国税A類型、国税B類型、国税C類型、国税D類型)に丸をすること。

当該設備が所在する場所を都道府県名及び市町村(特別区を含む)名により記載すること。

「設備等の名称／型式」は工業会の証明書と一致させること。

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1	機械装置	5,000	2	10,000	MS123456
2	器具備品	1,000	1	1,000	第〇〇〇号
3	ソフトウェア	1,000	1	1,000	第×××号

工業会の証明書等に記載されている**減価償却資産の種類**を記載すること。

工業会等の証明書の**整理番号**や経済産業局の確認書の**文書番号**を記載すること。

また、工業会等の証明書と経済産業局の確認書の両方を添付している場合は、**両方の番号**を記載すること。

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別 小計	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	1,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	1,000
合計		3	12,000

金額の税込み、税抜きは**自社の経理方式に合わせること。**

各設備の種類毎の数量、金額の**小計**を記載すること。

各設備の**数量、合計の金額**を記載すること。

9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

なし

特定許認可等の承継を希望する場合にのみ記載すること。

10 事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

11 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容（登録免許税関係）

- ・他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組に係る不動産で、所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を希望するものについて記載すること。
- ・「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載すること。
- ・当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載すること。

(土地)

実施事項	所在地番	地目	面積 (m ²)	事業承継等 の種類	事業又は資産 の譲受け元名
1					
2					
3					

事業承継等の種類が①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、
⑦事業又は資産のいずれかの場合で登録免許税の軽減措置を受けること
が可能。

合併・分割に伴う不動産については、その旨を記載し、
併せて事業又は資産の譲受け元名を明記すること。

(家屋)

実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (m ²)	事業承継等 の種類	事業又は資産 の譲受け元名
1					
2					
3					

<経営力向上計画 申請書提出用チェックシート>

220831版

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付下さい。

事業者名			Webページ
住所(返送先)	〒		決算月 月
本件担当者名	担当者メールアドレス		
電話番号	FAX番号	所得金額又は欠損金額の状況(※) (所得がゼロ又は欠損金が出てる(赤字)の場合にチェック)一	

*法人税申告書別表一(一)の「1. 所得金額又は欠損金額」欄(個人事業主の場合は申告書の「所得金額」欄)を参照

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線又は「該当なし」を記入)】

I 必要提出書類について		申請者 登録側 チェック
1-1	【株式第1の場合】申請書(原本)、返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)	
1-2	【株式第2(不動産取得税の特例を受ける場合で都道府県経由で申請)の場合】申請書(原本、写し)、返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)、転送用封筒(宛先として、申請書の宛名となる機関の窓口を記載してください。サイズ、切手貼付については返信用封筒と同様です。) ※なお、転送用封筒については、計画が複数の省庁の共管となる場合は提出先のうちいずれか一方の省庁の宛先を記載してください。	
2-1	税制措置の適用を受ける場合(工業会等の証明書(A類型)又は経済産業局の確認書・申請書・基準への適合状況(B類型、C類型、D類型)の写し) ※いずれも原本は申請者が保管 ※申請時点にて、工業会証明書又は経済産業局の確認書等を提出できない場合には、チェック項目には「後日提出」と記入してください。 ただし、上記証明書等の提出がなければ、計画の認定業務を実施できませんので、その旨ご了承ください(添付がない場合には、補正指示の対象となります。)	
2-2	(中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等をし、主として電気の販売を行おうとする場合)発電設備等の概要等に関する報告書	
3	(事業承継等に関連する支援措置を受ける場合)事業承継等の内容を証する書面及び事業承継等に係る合意を証する書面	
4	(許認可承継の特例を受ける場合)被承継中小企業者等が特定許認可等を受けていることを証する書面	
5	(中小企業再編投資損失準備金又は経営強化税制D類型を活用する場合)事業承継等事前調査チェックシート	
6	(事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする、中小企業信用保険法の特例を受ける場合)純資産額及びEBITDA有利子負債倍率を証する書面	
7	提出資料の写し等は手元に残してあるか。 ※設備の取得に係る税制措置の適用を受ける場合は、税の申告の際に上記1、2の写しが必要になります。	
II 申請書の記載事項について ※番号は申請書の項目番号と対応		
表紙	申請書表紙に住所、記名があるか	
表紙	事業分野が複数の分野にまたがる場合は、宛名は各所管大臣(所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長)を連名にしているか。	
1	申請書に名称等の欄に、事業者の氏名又は名称、代表者名、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、法人番号13桁(ある場合のみ)、設立年月日を記載しているか。	
2	計画で取り組む事業分野(日本標準産業分類の中分類(2桁)及び細分類(4桁)のコード及び項目名)、事業別分野指針名(ある場合)を記載しているか。	
3	計画の実施期間は、3年～5年となっているか。経営力向上設備等の取得は、実施期間内に行われているか。	
4	①自社の事業概要、②自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向、③自社の経営状況について記載しているか	
5	指標の種類、現状、計画終了時の目標、伸び率を記載しているか。計算式が指定されている場合には、それにに基づいて計算しているか。	
6-1	現に有する経営資源を利用する取組の有無、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組の有無を記載しているか。	
6-2	(事業分野別指針がある場合)事業分野別指針の該当箇所を記載しているか。事業承継等がある場合、その種類を記載しているか。 事業分野別指針において規模に応じた取組項目の数が定められている場合、必要な項目以上の取組を記載しているか。	
6-3	新事業活動への該非について、該当している項目がある場合、○と記載し、新事業活動である理由を記載しているか。	
7-1	実施事項(6 経営力向上の内容の実施事項の記号)、金額、資金調達方法を記載しているか。同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方 法ごとに項目を分けて記載されているか。	
7-2	(事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする、中小企業信用保険法の特例を受ける場合) Oを超える数字を記載しているか。また、純資産額は、証明書(貸借対照表)の額と一致しているか。	
7-3	(事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする、中小企業信用保険法の特例を受ける場合)15倍以内の数字を記載しているか。 また、証明書(貸借対照表・損益計算書)に基づいて計算され、EBITDA有利子負債倍率の計算もとなる、「営業利益+減価償却費」はOを超える数字となっているか。	
8-1	実施事項(6 経営力向上の内容の実施事項の記号)等の各項目は、記載しているか。また、名称/型式、文書番号等は、工業会の証明書・経済局の確認書と一致しているか。	
8-2	税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下等)であるか。	
8-3	経営力向上設備の取得後の申請の場合は、設備取得後60日以内の申請となっているか。	
8-4	経営強化税制D類型・D類型を活用した場合又は準備金を活用した場合、計画認定後、各支援措置ごとに決められた期間、報告が必要であることについて了解か。	確認
9	(許認可承継の特例を受ける場合)特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載しているか。	
10	(中小企業再編投資損失準備金又は経営強化税制D類型を活用する場合)事業承継等事前調査に関する事項を記載しているか。	
11	【株式第1で登録免許税の特例を受ける場合】事業承継等により、譲受け又は取得する不動産がある場合、その内容を記載しているか。	
12	【株式第2(不動産取得税の特例を受ける場合で都道府県経由で申請)の場合のみ】事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産がある場合、その内容を記載しているか。	
III 基本方針又は事業分野別指針への適合について		
本経営力向上計画が人員削減を目的とした取組ではないこと。		確認
IV その他		
金融支援の利用を検討している場合は、関係機関に相談を行ったか。		
認定された場合、貴社の事業社名、法人番号、住所等を中小企業庁HP等で公表することは可能か。※協力依頼です。 (いずれかに✓をしてください)		
認定された場合、貴社の計画の内容等について、別途同意の上、事例集として中小企業庁HP等にて公表することは可能か。※協力依頼です。 (いずれかに✓をしてください)		
本計画の申請に併せて 補助金等の申請を予定 している場合、補助金等 の名称等を記載	補助金等名称: 交付機関名:	申請時期: 年 月(予定) 代表者名 代表者名を忘れずに

押印は廃止となりました。

代表者名
代表者名を忘れずに

【本計画の作成に当たって、認定経営革新等支援機関の支援を受けた場合は、その名称等を記載】

銀行 信用金庫 その他金融機関 税理士 公認会計士 商工会 商工会議所 中小企業診断士 弁護士 民間コンサルティング会社 その他
認定経営革新等
支援機関のID番号

担当者

認定経営革新等
支援機関の名称

支店名
※支店がある場合は、支店名を記載

連絡(TEL)

備考欄(担当省庁使用欄)

受付日 年 月 日

申請書用